



■ 知って得する！助成金、補助金、交付金、給付金の違いを徹底解説 ■

今回の記事では、①各制度の特色について②活用時の注意点、そして、③今年度のオススの助成金をご紹介します。ご紹介するのはポイントのごく一部ではありますが、各種制度の申請・受給を検討する際にお役立ていただければ幸いです。申請の要件などについては個別にお調べしますので、お気軽にご相談ください。

《今回の記事は、内藤が担当しました。》

👉 各種制度の特色 👈

『助成金』『補助金』『交付金』『給付金』は、一定の要件を満たした場合に、管轄の省庁や国・地方自治体などから支給される、原則、返金の必要がないお金です。どれも名前は似ていますが、ざっくりまとめると、下記のように支給対象・目的・金額・条件などが異なります。
※制度の名称は必ずしも同じとは限りません

名称	助成金	補助金	交付金	給付金
対象	会社	会社	会社	会社・個人 *個人が申請できるものが多い
目的	働きやすい会社にするための改善や、能力開発への取組み	新事業や新サービスの開拓	地域経済の活性化や地域課題の解決（インフラ等）	有事のときに支給（育児・介護・被災時等）
管轄	厚生労働省	経済産業省	国・地方自治体	国・地方自治体
条件	要件を満たせば原則支給	審査・採択後に交付	審査・採択後に交付	要件を満たせば原則支給
金額	数十万～数百万 ※経費×助成率の場合も有り	数十万～数億円 ※経費×補助率	数十万～数億円 定額（全額支給）が多い	数十万～数百万 （定額（全額支給）が多い）
用途	用途は原則自由	用途が明確に定められている場合が多い	用途が明確に定められている場合もある（報告義務あり）	用途は原則自由

厚生労働省管轄の助成金は、あおば事務所で代行できる場合がありますので、お気軽にお問い合わせください！！

■ 年1回の社会保険料の算定が完了いたしました ■

実際に社会保険料の変更は、翌月支払いの原則より「10月に支払われる給与」からとなります（ただし会社独自に社会保険料控除のタイミングを設定している場合は除きます）。9月中旬を目途に公文書と社会保険料一覧表をお送りします。ご不明点等ございましたら、お気軽にご連絡ください。

■ 夏季休業のお知らせ ■

8/12（火・祝）～15（木）の期間は夏季休業となるため、期間中の連絡に関しては8/16（金）以降に対応させていただきます。

👉 活用時の注意点 👈

各制度にはそれぞれ受給要件がありますが、全般に言える注意点をいくつかご紹介いたします。

- ◎ **事前申請／事後申請があるため早めのご準備・ご相談を！**
⇒申請前に、支給要件に沿った実施計画の作成、提出が必要な場合や、申請後に会社の成果やお金の使い道を報告しなければいけない場合があります。
- ◎ **申請書類や添付書類に注意！**
⇒申請には、決められた書類や添付する書類があります。これらを正しく揃えないと、お金を受け取れない可能性があります。
- ◎ **毎年改正が行われているため情報収集が必要！**
⇒制度は毎年改正されるため、最新の情報を収集することが重要です。前年と同じ制度だからと改正内容を確認しないで申請してしまい、要件を満たせず、支給が下りないことも……。
- ◎ **申請期限に注意！**
⇒申請には、締め切りがあります。期限を過ぎるとお金を受け取れなくなるため、必ず締め切りを確認し、期限内に申請を完了させましょう。

👉 今年度のオススの助成金 👈

正社員登用 **パート、アルバイト等の方を正社員に変更した場合に利用できます**

《 **キャリアアップ助成金 正社員化コース** 》 1企業 20人まで
6ヶ月以上雇用されたパートやアルバイト（非正規雇用）の方を正社員に転換し、転換後6ヶ月以上継続雇用した場合に対象となります。
※非正規と正規の待遇差（「賞与又は退職金の制度」かつ「昇給」のある正社員への転換）が必要です。
※就業規則の整備と実態との整合性が求められます。

内容	中小企業	大企業
有期→正社員	80万円（40万円×2期）	60万円（30万円×2期）
無期→正社員	40万円（20万円×2期）	30万円（15万円×2期）

*正規雇用が継続していた場合、2期目の申請が可能になりました。

育休取得・復帰 **社員が育休を取得しやすい環境をつくり、育休を取得した場合に利用できます**

《 **両立支援助成金 育児休業等支援コース** 》 1企業 2人まで
育児休業を取得する従業員のための支援計画を作成・実施し、スムーズな職場復帰を支援するための制度を運用した場合に対象となります。

育児休業取得時：30万円	職場復帰時：30万円	*一般事業主行動計画の策定と届出が必要です
--------------	------------	-----------------------